

岩手県告示第87号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年2月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
なおしま医院	紫波郡紫波町上平沢字川原田33番地5	平成24年11月1日
サイトウデンタルクリニック	北上市大通り二丁目6番18号	平成24年12月1日
陸前高田市国民健康保険広田診療所	陸前高田市広田町字大久保107番地1	平成25年1月1日
油井歯科医院	奥州市水沢区袋町2番21号	平成25年1月4日
中央調剤薬局	二戸市堀野字馬場7番地6	平成25年2月1日